

直方市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
実施事業者募集要項

令和8年1月
直方市こども育成課

令和8年度から実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を次のとおり募集する。

1 制度の概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳までの保育所等に通っていない子どもが、月一定時間まで保育所等に通園できる制度である。

2 募集事業者

令和8年度については、市内の認可保育所・認定こども園・幼稚園を募集対象とする

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳までのこども

(2) 利用可能時間

こども1人当たり月10時間を上限

(3) その他

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）実施要綱（令和7年3月31日付け
こ成保第257号こども家庭庁成育局長通知）に定めるとおりとする。

4 実施方法

(1) 一般型乳児等通園支援事業

ア 在園児合同実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う。

イ 専用室独立実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、本事業の専用室を設けて受入れを行う。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等を利用する児童が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用して受入れを行う。

※ 保育所、認定こども園に限る。

5 設備基準・運営基準

(1) 一般型乳児等通園支援事業

ア 設備基準

- ・乳児室（0歳・1歳児） 1人につき 1. 6 5 m²
- ・ほふく室（0歳・1歳児） 1人につき 3. 3 m²
- ・保育室・遊戯室（2歳児） 1人につき 1. 9 8 m²

※ その他の基準は、直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第21条に定めるとおりとする。

イ 職員

- ・0歳児 おおむね3人につき職員1人以上
- ・1歳・2歳児 おおむね6人につき職員1人以上
- ・半数以上は保育士であること。
- ・最低2人の職員を配置すること。
- ・乳児等通園支援事業の専任であること。

※ 保育所等と一体的に運営されている場合で、保育所等の職員の支援を受けることができる場合は、乳児等通園支援事業の専任は1人とすることができる。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める基準条例による。

6 保護者負担

こども1人1時間当たり300円を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができます。

低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別に定めるところにより減免するものとし、減免した分の金額は、市から事業所に支払うものとする。また、給食、おやつ等を提供する場合は、実費相当額を徴収することができる。

7 令和8年度の公定価格等

(1) 基本分

- 0歳児 こども1人1時間当たり 1, 700円
- 1・2歳児 こども1人1時間当たり 1, 400円

(2) 加算分

障がい児：こども1人1時間当たり 600円

医療的ケア児：こども1人1時間当たり 2, 500円

要支援家庭のこども：こども1人1時間当たり 600円
初回対応（事前面談）：1回あたり 0歳児 1,700円
1・2歳児 1,400円
保護者支援面談（月1回程度）：1回あたり 1,400円

8 スケジュール（予定期日 内容）

令和8年1月 7日（水）募集要項等の公開・配布開始
令和8年1月21日（水）認可及び確認申請書の提出期限
令和8年2月末頃 乳児等通園支援事業を行う事業所としての認可
令和8年3月頃 利用者の認定申請
令和8年4月 乳児等通園支援事業の開始

9 申請手続等

(1) 提出期間 令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）まで

(2) 提出先 直方市教育委員会 こども育成課
(直方市殿町7-1 直方市役所2階25番窓口)

(3) 提出方法

必要書類をこども育成課窓口にご持参ください。併せて、下記の番号1・2・3の書類については、データもご提出ください。

(データ送付先：n-kodomo@city.nogata.lg.jp)

(4) 提出書類

| 番号 | 書類名 |
|----|------------------------------------|
| 1 | 乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書 |
| 2 | 乳児等通園支援事業実施計画書 |
| 3 | 誓約書（兼役員等名簿） |
| 4 | 名称、種類及び位置がわかる書類等（施設全体の付近見取図） |
| 5 | 收支予算書等 |
| 6 | 事業の運営についての重要事項に関する規程等 |
| 7 | その他市長が必要と認める書類（添付書類一覧を参照） |

※ 上記の掲げる書類のほか、施設、事業の区分に応じて別途必要な書類を求めることがある。

10 認可

(1) 認可までの流れ

申請書類受領後、直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に適合し、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に該当するかどうかを審査する。

審査に当たり必要な場合は、事業実施予定場所の現地確認を行う場合がある。

審査の結果、認可することが適當と認めた場合は、直方市子ども・子育て会議での意見聴取を経て、認可を行う。

(2) 認可の取消し

事業開始後、直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に適合しないことが判明した場合や児童福祉法等の法令に違反した場合は、認可が取り消されることがある。

11 問合せ先

直方市教育委員会こども育成課

電話 0949-25-2148